

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 従業員に対する貸付け

Q : 従業員に対して社内融資をする場合は、徴収する利息はどれぐらいにしたらいいのですか？

A : ひも付き融資の場合は、その借入金の利率、それ以外は、年4.1%の利率が原則です。

【解説】

会社が従業員に資金を貸し付ける場合は、通常の利息相当額を徴収しなければならないが、通常の利息に満たない利息しか徴収していない場合や無利息の場合には、その差額はその従業員に対する給与として取り扱われることとなっています。

(通常の利息相当額)

- ・ いわゆるひも付き融資の場合はその利率
- ・ 上記以外は年4.1%(貸付けを行った日の前年11月30日の公定歩合+年4%)

なお、会社が前記の利率によらず、次のような会社の合理的な平均調達金利などから貸付利率を定めている場合は、その利率に基づく利率が通常の利率として認められます。

ただし、この場合にはその貸付利率の算定方法を社内規定等で明らかにしておく必要があります。

計算対象期間中に支払うべき利息の額

計算対象期間中における借入金の平均残高
×100=平均調達金利

なお、従業員に対する貸付けであっても、その事業年度の利息の合計額が5,000円以下となる貸付けや災害、疾病などに伴う臨時的な生活資金の貸付けについては無利息でも給与課税を受けることはありません。

